

令和7年度運営指導結果
サービス種別：共同生活援助

申請者名	所在地	事業所名	運営指導日	文書による指導の内容	指導に対する 是正状況	備 考
特定非営利 活動法人 ホップあき の会	安芸市	ホップ日和	R7.6.11	預かり金の管理について、以下のことが認められた。入所者の預かり金等については、「高知県指定障害福祉サービス事業者等指導・監査要綱（別紙）第1章第5関係県主眼事項及び着眼点」に基づき適正に管理すること。 （1）預かり金等に係る契約が書面（契約書、委託書、依頼書等）により締結されておらず、預かり金の範囲や受託する事務の範囲等が明確化されていないこと。 （2）入居者の預かり金の管理に関して、手続きや様式等の管理方法を定めた規程が整備されていないこと。	改善済	
社会福祉法 人土佐福祉 会	土佐市	ふれあい	R7.7.7	特になし		
特定非営利 活動法人わ くわくライ フステージ	佐川町	グループ ホームこ じゃんとは たら来家さ かわ	R7.7.15	特になし		
特定非営利 活動法人 ら・ら・ら 会	いの町	ら・ら・ら ホーム	R7.7.28	指定共同生活援助事業所及び指定短期入所事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）を開催していないこと及び感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（以下「指針」という。）を整備していないことが認められた。 感染対策委員会を定期的（おおむね3月に1回以上）に開催し、指針を整備するとともに、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（各年2回以上）に実施すること。	改善中	